第

1593

号



1994年1月6日創刊 - 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 7月 4日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 郵便貯金は見つからない?

Q:郵便貯金は、相続税の調査があっても 見つからないということをよく聞きますが、 本当でしょうか。

A:郵便貯金も銀行預金と同様に税務調査されます。

【解説】

少し前までは、銀行等を統括する大蔵省と、 郵便局を統括する郵政省は、省庁間でも非常 に折り合いが悪いことから、郵便局は、大蔵 省の管轄下である税務署及び国税局の調査に は非協力であり、「郵便貯金は見つからない」 といった噂も聞かれました。しかし今は、郵 便貯金も銀行預金もあまり変わらなくなって きています。

国税庁のまとめでは、平成10事務年度 (平成10年7月~平成11年6月)の相続 税の調査で申告漏れを指摘された遺産の中身 をみると、借名口座の郵便貯金や無記名の割 引債などが増加しています。これは、預貯金 や有価証券について、割引債発券銀行や郵便 局などに対する調査を従来にも増して強化し、 不正な財産隠しの摘発を進めた結果といえる でしょう。

国税庁では、今後も金融資産などの資産に 関する資料の収集に努めるほか、あらゆる機 会を利用して収集した各種資料情報を活用し、 申告のないもの又は申告額が過少であると認 められるものについては、的確な調査を実施 して是正を図る、としています。

郵便貯金も銀行預金もいずれも相続財産に 含まれるものです。適正な申告をしましょう。









KIMIYO. I